

住まいの防火防災診断 予備チェックリスト (詳細版)

メモ		実施日	
----	--	-----	--

予備チェック対象者への質問

消防職員による住まいの防火防災診断
を希望する、又は、必要なら受けたい

はい / いいえ

	内 容		チェック
1	建物	住んでいる建物が、老朽化した木造または防火造の建物である。	
2		住んでいる建物が古い長屋、又は、古い共同住宅である	
3		住宅の玄関口から屋外に至るまでの避難経路が内廊下である	
4	たばこ	寝たばこをする	
5		床や家具等に焦げあとがある、又は、灰皿に吸殻をためたり、直接ゴミ箱に捨てるなど吸い殻の廃棄状況が悪い	
6	ストーブ	ストーブの近くに燃えやすいものを置いている	
7		安全ガードを取り外すなど、誤った方法でストーブを使用している	
8	こんろ	こんろの周りに燃えやすいものを置いている	
9		こんろが老朽化している	
10	電気製品	モーター部分が熱い、焦げ臭いなど不良個所がある電気製品や古い電気製品を使い続けている	
11	コンセント 電気配線	電気配線・コンセントの維持管理状態が悪い（コンセントにホコリが溜まっている、電気コードが劣化している等）	
12		たこ足配線をしている	
13	裸火	仏壇のろうそくに火をつける等、マッチやライター等により裸火を使う習慣がある	
14	住警器	住宅用火災警報器がついていない、又は、ついていないが電池切れ、取り付け不良等により適切ではない	
15	整理整頓	室内が雑然としている	
16	家具類の固定	寝室に大きな家具類があるが、固定されていない	
17	熱中症	エアコンがない、または、夏場、部屋の風通しが悪く室温が高い	
18	予備チェック実施者の意見	福祉関係機関の立場から、住まいの防火防災診断を実施することが望ましい	

その他気になること

・ご利用者を「住まいの防火防災診断」の対象者として消防署に紹介する場合は、ご利用者本人の同意の上、消防署の担当者にご連絡ください。ご利用者の方を訪問する際に消防職員が同行して診断を行います。

尾久消防署警防課防災安全係住宅防火対策担当

電話 03-3800-0119 (内線321) FAX 03-3810-0119

メールアドレス ogu2@tfd.metro.tokyo.jp

予備チェックリストの使い方

【準備（消防署向け）】

各予備チェックリストの内容は、地域特性やケアマネの要望に合わせて消防署ごとに適宜変更してください。その際、高齢者の死者が発生した住宅火災の出火原因の上位（近年の東京消防庁管内においては、「たばこ」、「ストーブ」及び「こんろ」）、「住警器」、「家具類の固定」、「熱中症」、「予備チェック実施者の意見」の項目は必須としてください。

住まいの防火防災診断で使用している総合的な防火防災診断シートや各種リーフレット等を参考にして、簡易版は10項目程度、詳細版は20項目程度としてください。

【使用手順（介護事業者向け）】

- ① 予備チェック対象者への質問「消防職員による住まいの防火防災診断を希望する、又は、必要なら受けたい」への回答を聞き取り、【はい】か【いいえ】に○をつけてください。
- ② 要配慮者の居宅で各項目の状況を確認し、該当する場合は、チェック（✓）をつけてください。
- ③ チェック項目の「予備チェック実施者の意見」にチェックがついている要配慮者を消防署に紹介してください。その他、事前に消防署と決めた基準に基づき、該当する要配慮者を消防署に紹介してください。
なお、①で【はい】が選択されている要配慮者を消防署に紹介してください。